

山梨県公報

第千二百九十二号

平成十四年

六月三日

月 曜 日

目次

告示
道路の供用開始(二件)……………二九五

公告
公聴会の実施……………二九五

平成十四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………二九五

告示

山梨県告示第千二百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月三日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	甲府玉穂中道線	甲府市大津町字村中一三〇二番の一地先から甲府市大津町字高町一〇八八番の九地先まで	一八五・〇	平成十四年六月三日

山梨県告示第千二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月三日

山梨県知事 天 野 建

公告

● 公聴会の実施

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第四項において読み替えて準用する同法第一条ノ五第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十四年六月三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開催日時
平成十四年六月二十四日(月)午後二時
- 二 開催場所
塩山市上塩後一三三九 二 山梨県東山梨合同庁舎一〇一会議室
- 三 聴こうとする案件
鳥獣保護区の設定について
- 四 公聴会に関する問い合わせ先
塩山市上塩後一三三九 二 峡東地域振興局林務環境部森づくり推進課(電話〇五五三・二〇二七二一)

● 平成十四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十四年六月三日

山梨県知事 天 野 建

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六三六・一九ヘクタール

